

企業等による健康支援プログラム登録制度の概要

1 目的

健康寿命の延伸や医療費の適正化が重要な政策課題となる中で、生活習慣病予防等の健康課題に対し、多様な主体が連携し、市民サービスの質・量の充実を図ることで、市民の健康づくりの取組を一層推進することが必要となっている。

そのため、運動、食事、生活支援等のヘルスケア関連の企業等が、その保有するノウハウ、人材等を活かして、市民の健康づくりを支援するプログラムを登録し、市民に提供する仕組みを構築することにより、市民の健康の維持増進につなげる。

2 健康支援プログラムの種類

① 健康講座への講師派遣	企業等による講座メニューを出前講座のリストに追加し、希望する市民等に健康講座を実施
② 健康関連イベントの開催・協力	企業等による健康関連イベントの開催や、市イベントへのブース出展等の協力
③ 健康ツール・サービスの提供	企業等の測定機器の貸出、啓発資材の提供、施設の開放などを実施
④ その他	その他市民の健康づくりに資するもの

【プログラムの条件等】

- ・無料または低額（保険料や材料費等）で提供可能なこと
- ・試供品やリーフレット等の配布は可能であるが、販売活動は不可
- ・参加者の個人情報の収集は、本人の同意が得られた範囲内に限る

3 プログラム提供の流れ

プログラムの登録	企業等は、提供するプログラムについて登録申請書（名称、プログラムの概要等を記載）を健康増進課に提出する。
登録の審査	健康増進課は、申請プログラムが要件等を満たしているか適否を審査し、適当である場合は登録を行い、申請者に通知する。
プログラムの実施	健康増進課は、市民等からの登録プログラム実施に係る要望を把握し、実施日程の調整等、企業等との仲介を図り、企業等は、決定した実施日程等において登録プログラムを実施する。（健康増進課職員が同席）

4 スキーム図

